

東日本大震災で被災された皆さんのふるさとのコミュニティづくりを応援します！

令和8年度



赤い羽根 被災地 ふるさと交流応援事業 のご案内

はじめに 必ずお読みください

この助成は、全国から寄せられた「被災した人たちに対して何かしたい」という思いが詰まった募金を活用しています。

福島県共同募金会では、東日本大震災における被災地支援として、中央共同募金会からの資金提供を受けて、被災された住民の支え合い活動支援を目的とした助成事業を実施し、平成24年度から令和7年度まで約5400件、総額約4億5千万円を助成してきました。

震災から15年が経過しましたが、被災地では帰還者が少なく昔馴染みの方との付き合いがない、移住して来られた方々とのつながりをもちたいというようなコミュニティに関する地域課題が山積しています。このような地域課題解決の一助となるよう、令和8年度からは助成事業の名称を「赤い羽根 被災地ふるさと交流応援事業」に改め、被災した「ふるさと」での交流活動に対し助成を実施します。ご応募に当たっては、全国から募金に協力してくださった方々の温かい思いを受け止め、有効にご活用いただきますようお願いいたします。

今後も、皆さんの活動が地域コミュニティの形成や再生につながるよう、赤い羽根は応援します。

お問合せ先

赤い羽根共同募金

社会福祉法人 福島県共同募金会

〒960-8141 福島市渡利字七社宮 111 番地 (県総合社会福祉センター内)

TEL 024-522-0822 (平日8:30~17:00) FAX 024-528-1234

○メールアドレス akaihane@axel.ocn.ne.jp

○ホームページ <https://www.akaihane-fukushima.or.jp/>



応募要項

1. 助成の目的

東日本大震災で甚大な被害を受けた地域のみなさんは、避難先での生活が長期化しています。特に被害の大きかった双葉郡5町村及び飯館村は帰還が進まず、現在の居住率は震災前と比べ50%を下回り、新たな地域コミュニティづくりが課題となっています。福島県共同募金会では、被災した地域のコミュニティ形成の一助となるように、交流事業や支援活動に助成します。

2. 助成対象

(1) 対象団体および参加者の要件

以下、①及び②を満たしていることが応募の要件となります。

- ① 15名以上で、双葉郡5町村（葛尾村、富岡町、浪江町、大熊町、双葉町）及び飯館村に居住しているもしくは出身者で構成されている住民団体やNPO法人等の非営利団体であること。
- ② 参加者の70%以上が、帰還者・移住者を問わず、現在の住民および当該町村からの避難者であること。

- * 令和7年度赤い羽根「災害ボランティア・NPO活動サポート募金2」被災地住民支え合い活動助成事業の助成を受けた事業に係る活動報告及び精算が終了していること
- * 企業、政治目的を持つ団体、宗教の勧誘を行う団体から独立していること
- * 暴力団員が構成員に含まれていないこと

(2) 助成対象活動

双葉郡内及び飯館村で実施する地域コミュニティ活動や交流事業

- * 応募団体が主催して実施する活動であること
- * 助成決定後に実施する活動であること

1	生活支援活動	見守り・訪問、移送・外出支援、要援護者の引っ越し・片づけ支援、配食サービス、家事援助、相談、情報の収集・提供、ミニコミ紙の作成・配布、防災マップ・防災マニュアルの作成、除排雪支援、子どもの学習支援
2	サロン活動	健康づくりの支援（ウォーキング、太極拳、ヨガ、ゲートボール、グラウンドゴルフ、パークゴルフ等）、食事と栄養バランスの支援、介護予防支援、音楽療法支援、生きがいづくりの支援
3	季節の行事	お正月会、餅つき会、ひな祭り、お花見会、七夕、盆踊り大会、紅葉狩り、クリスマス会、いも煮会、いも掘り
4	住民交流事業	昔の遊び伝承、昔話の伝承、郷土の歴史学習、郷土料理の伝承、お便り交流、映画観賞会の開催、各種コンサートの開催、落語・寄席の開催、講演会の開催、紙芝居・人形劇・絵本の読み聞かせの開催、各種復興イベントの開催、慰問活動

【対象外となる主な活動例】

- ・震災に関係なく行われる従来事業
- ・応募前に実施した事業
- ・学校や社会福祉施設が行う行事
- ・小学校の特設クラブや、小中高校の部活動
- ・PTAや部活動の保護者会が行う事業
- ・スポーツ少年団、同窓会、職場親睦会等の関係者のみで行う活動
- ・老人クラブの会員のみで行う活動
- ・友人・知人・家族・親類同士のみで行う活動
- ・道路、河川の草刈り等の環境美化活動
- ・神社仏閣での祭礼等に基づいた催し
- ・市町村社会福祉協議会、地区社会福祉協議会、民生児童委員協議会が行う事業
- ・商店街、商工会議所、青年会議所や農産業等の組織がまちおこし又は産業振興を目的に実施する事業
- ・企業が行う活動
- ・総会、打合せ、反省会等の会合
- ・備品の整備を主目的とした活動
- ・県外への旅行
- ・文化・芸術振興、スポーツ振興が主目的の事業
- ・手芸、園芸、陶芸、英会話教室等
- ・くだもの狩り

精算報告時には参加者名簿の提出を求めます。震災に関係なく従来より行われてきた夏祭り等のイベントであっても、交流を目的としている場合は対象となります。

(3) 助成対象費用

活動に要する以下の費用

※各費目毎の上限額はありますが、食糧費は1人当たり1500円までとなります。

	費目	用途
1	物品費	使い捨て食器、衛生用品、コピー用紙、インクカートリッジ等
2	食糧費	食材費、昼食代、弁当代、茶菓代
3	印刷費	チラシ等印刷代、コピー機使用料
4	通信費	切手代、はがき代 ※発送リストの提出を求めます。
5	運搬費	車両レンタル代、バス借上げ料、燃料代、高速料
6	ボランティア交通費	ボランティアの交通費
7	会場代	会場借上げ料
8	講師謝金	外部講師への謝金

【対象外経費例】

- | | |
|--|--------------------------|
| ①会議・打合せ・反省会の際の飲食代 | ⑩銀行送金手数料 |
| ②活動時のボランティア等への手当・謝礼等 | ⑪変更や中止に伴うキャンセル料 |
| ③景品等、個人の所有になる物品の購入費 | ⑫除染及び放射能対策にかかる経費 |
| ④お祝い金・見舞金等の現金及び金券の購入費 | ⑬個人名義や会社名義等団体名と異なる領収書の経費 |
| ⑤個人から借り上げた物品や車両、個人所有のプリンターやパソコン等の使用に対して支払われる費用 | ⑭活動との関係が明確でないガソリン代等の経費 |
| ⑥チャリティイベントの開催費用 | ⑮申請・報告に係る経費（切手、封筒、写真代等） |
| ⑦アルコール・ノンアルコール飲料 | ⑯保険料 |
| ⑧宿泊費 | ⑰講師旅費 |
| ⑨初穂料やお布施 | ⑱会員（参加者）から購入した食料品等 |
| | ⑲会員（参加者）が講師となった場合の謝金 |

(4) 助成対象の活動地域

震災前に居住していた町村で活動する事業

ただし、利用施設がないなどの場合、本事業の対象地域及び対象外の双葉郡内での活動は対象としません。

3. 助成額および応募回数

(1) 助成予定総額 300万円

(2) 助成額 下表のとおり。

参加人数に応じて上限額を設けます。

参加人数	助成上限額	助成額の例
20人まで	一律10万円	15人で10万円
21人以上30人まで	10万円＋（1名増える毎に2.5千円加算）	30人で12.5万円
31人以上40人まで	15万円＋（1名増える毎に2千円加算）	40人で17万円
41人以上50人まで	18.5万円＋（1名増える毎に1.5千円加算）	50人で20万円
51人以上80人まで	20万円＋（1名増える毎に1千円加算）	80人で23万円
81人以上	一律25万円	100人でも25万円

(3) 応募回数 年度内2回まで

4. 応募方法・提出書類・提出先

- ①所定の応募書、事業実施予算書に楷書で、内容がわかるように記入してください。
- ②振込口座は、応募団体名の入った名義でないと認められません。個人名義や応募団体名と異なる団体名義の口座は認められませんのでご注意ください。
- ③申込責任者は、応募団体に所属する人に限ります。また、申込責任者には応募内容等について別途お尋ねすることがあります。
- ④地元（出身地または居住地）の町村共同募金委員会へ以下の提出書類を持参または郵送し、団体概要や活動内容等について説明のうえ、確認欄に町村共同募金委員会の記名押印を得てください。

⑤書類は、地元の共同募金委員会へ提出してください。

なお、提出の際は応募団体の控えとしてコピーをとって保管しておいてください。

【提出書類】 □応募書 □事業実施予算書 □通帳の口座番号及び名義が記載されているページの写し

5. 受付期間・選考・交付

(1) 受付期間

令和8年4月1日（水）より随時。ただし、助成予定総額に達した時点で受付を終了します。

(2) 選考にあたって重視する点

- ①地元でのコミュニティ形成につながる活動であるか
- ②さまざまな人たちの参加と協力が得られているか
- ③実施する活動の目的に合う申請内容となっているか

(3) 要件

- ①活動について、地元の町村共同募金委員会の確認を得ているか（応募書確認欄の記名押印）
- ②団体の代表者と会計担当が決まっており、活動を実施・報告できる体制が整っているか（代表者と会計担当は別人物であること）
- ③2回目の応募の場合は、1回目の助成の活動報告及び精算が終了しているか
- ④同一事業で他の助成金への申込みまたは交付決定している場合には、応募できません。

(4) 助成決定

- ①福島県共同募金会において審査を行い、応募団体に審査の結果を通知します。
なお、審査は応募受付からおおむね1ヶ月程度要します。
- ②審査の結果、助成しない場合や助成金額が要望額より減額される場合があります。

(5) 助成金の交付

- ①審査により助成が決定した場合は、助成金の全額を「応募書」記載の振込口座へ送金します。
- ②現金での受け渡し及び現金書留での交付は行いません。

6. 活動の報告・精算

- ①活動団体は、活動終了後1ヶ月以内に精算報告書類及びレシート（原本）、レシートにより難い経費（会場使用料など）については領収書、活動写真、参加者名簿を福島県共同募金会宛てに郵送してください。詳細は、活動団体に決定通知書とともにお送りする手引き及び様式にてご確認ください。
- ②精算報告書を福島県共同募金会で受付後、内容を確認し精算完了通知を郵送します。精算報告書の内容確認にはおおむね1ヶ月程度要しますのでご了承ください。助成金の残金がある場合は、精算完了通知で返金について案内しますので、それに従いお手続きください。なお、返金の際の払込手数料はご負担いただきます。
- ③本年度2回目の応募をする際は、1回目の助成に係る精算完了通知を受けてからご応募が可能になります。

7. 公表

助成を受けた団体名や活動内容は、中央共同募金会及び福島県共同募金会、町村共同募金委員会のホームページや広報紙等印刷物にて公表されます。

8. その他

*必要に応じて、応募内容並びに助成を受けた活動の実施状況及び収支状況について調査を行うことがあります。

*以下のいずれかに該当する場合は、助成決定の取消し又は助成金の返還を求めることがあります。その場合、以後、当該団体は本助成の対象外とし、応募受付、助成決定及び送金を行いません。

- 助成金の使途をみだりに変更し、又は他に流用したとき
- 虚偽の申請その他不正な手段により助成を受けたとき
- 助成の目的を達成する見込みがないとき
- 活動から生じる利益を団体の構成員に分配したとき